

「天皇制」批判の論理とその展開

寺 沢 正 晴

目 次

- 一、はじめに
- 二、〈機構論的天皇制論〉
- 三、〈天皇制イデオロギー論〉
- 四、〈民衆意識論的天皇制論〉
- 五、〈象徴天皇制論〉
- 六、総括
- 〈主要参考文献〉

一、はじめに

「天皇制」⁽¹⁾の命名、およびその概念化は、論理的にも歴史的にも、その打倒・廃絶、ないしは解体・無化をめざす側からするものであった。何故ならば、それは、頂点に位置するものを禁忌として秘匿し、自然性・超絶性を擬装した「国体」の論理に対し、天皇を名指しで特定し、しかも、その人為性・相対性を自明のものとする論理を前提としているからである。そして、周知のように、天皇制の術語が初めて採用されたのは、一九三一年、非合法下、日本共産党の「政治テーゼ草案」においてであった。

それ故、天皇制、さらにはその批判が、公然、合法的に論議され、その“防衛”に殉ずる者でさえもが、逡巡することなくその語を用いている戦後の状況は、確かに、天皇制の弱化・相対化の一面を物語っていると見えよう。そして、個々の立論の水準、論議の多様性においては、間違いなく、批判の論が擁護の論を凌駕しているのである。

にもかかわらず、天皇制が解体・無化への楽観的展望を許さず、現実の動向

が、存続・強化を目論む側を優位に立たせているのは何故か……。第一に、戦後においては、天皇が権力機構の中核より遁世し、それ故、天皇制の打倒・廃止が中心的政治課題たりえないからである。そして、そこから、「戦後天皇制」＝無害の論理へと飛躍し、その神話の遍在が帰結した。これが第二の理由である。さらに第三に、「融通無碍」かつ「無限抱擁」という天皇制の本性から、擁護の側は、敵手の論理をも自己の内部に包摂しうる。これに対し、解体・無化のためには、その本質、および構造的総体の明瞭な認識が、必須の要件とされるからである。

そこで、本稿は、天皇制論の主要な文献を、社会的展開を背景に指摘・検討し、視座構造の分析を基礎に、数種に類型化する。そして、構成された類型相互を関係付け、課題の所在を明確化する。以上を試み、天皇制批判の現状を総括しようとするものである。

(注)

- (1) 本稿にいう天皇制とは、単に戦前日本の国家機構に限定されるものではなく、“国家”としての天皇制に関連する、一切の領域を包含する概念である。

二、「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」(1932)

——〈機構論的天皇制論〉

天皇制がそれ自体として構造的に把握され、それに対する理論的批判が成立するのは、一九三二年、国際共産党執行委員会西欧ビューローの名をもって発表された、「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」、いわゆる“三二年テーゼ”⁽¹⁾によってである。

“テーゼ”は言う。

「日本における具体的情勢の評価に際しての出発点とならねばならぬ第一のものは天皇制の性質及び比重⁽²⁾である」と。

それでは、その“天皇制”とは何か。

「日本において一八六八年以後成立した絶対君主制は、その政策に幾多の变化を見たにも拘らず、無制限絶対の権をその掌中に維持し、勤労階級に対する抑圧及び専制支配のための官僚的機構を間断なく造り上げた。

日本の天皇制は、一方では主として地主として寄生的封建的階級に立脚し、

他方では又急速に富みつつある強欲なブルジョアジーにも立脚し、これらの階級の棟領と極めて緊密な永続的ブロックを結び、仲々うまく柔軟性をもって両階級の利益を代表し、それと同時に、日本の天皇制は、その独自の、相対的に大なる役割と、似而非立憲法的形態で軽く粉飾されているに過ぎない、その絶対的性質とを保持している。自己の権力と自己の収入とを貪欲に守護している天皇制的官僚は、国内に最も反動的な警察支配を布き、国の経済および政治的生活においてなお存するありとあらゆる野蛮なるものを維持するためにその全力を傾けている。

国内の政治的反動と一切の封建制の残滓の主要支柱である天皇制的国家機構は、搾取階級の現存の独裁の鞏固な背骨となっている。⁽³⁾

論点は、以下の様に定式化することができよう。

(一) 天皇制とは、「似而非立憲法的形態で軽く粉飾されているに過ぎない」「絶対君主制」、すなわち「天皇制的国家機構」である。

—— 本質規定 ——

(二) それは、「一八六八年以後成立し」、「その政策に幾多の変化を見たにも拘らず、無制限絶対の権をその掌中に維持し」ている。

—— 成立と継続 ——

(三) 天皇制は、「地主として寄生的封建的階級」「急速に富みつつある強欲なブルジョアジー」に立脚し、「これらの階級の棟領と極めて緊密な永続的ブロックを結び」、「両階級の利益を代表し」ている。

—— 社会経済的基盤 ——

(四) それは、「勤労階級に対する抑圧及び専制支配」「国の経済および政治的生活においてなお存するありとあらゆる野蛮なるもの」の維持という「独自の、相対的に大なる役割」を保持し、「国内の政治的反動と一切の封建制の残滓の主要支柱」「搾取階級の現存の独裁の鞏固な背骨」となっている。

—— 機能 ——

(五) その機能を果たすため、天皇制は、「官僚的機構を間断なく造り上げ」、「最も反動的な警察支配を布」いている。

—— 諸機構 ——

要約すれば、天皇制とは、明治維新以後成立した、近代日本の絶対主義的国家機構であり、地主・ブルジョアジーに立脚し、両搾取階級の独裁、および勤労階級抑圧の機能を遂行する、反動的・専制的支配体制の第一義的構成要素で

ある——これが、三二年テーゼにおける天皇制把握の骨子である。

以上の認識に基づき、テーゼは言う。

「その（天皇制的国家機構の一引用者）粉碎は日本における主要なる革命的任務中の第一のものと看做されねばならぬ⁽⁵⁾」と。

それでは、その“革命”とは、“任務”とは何か。

日本共産党は、「社会主義革命を主要目標とする」が、「今日の日本における諸関係の下では、プロレタリアートの独裁への道は、ただブルジョア民主主義革命を超えてのみ、すなわち天皇制の転覆、地主の収奪及びプロレタリアート農民^(ママ)の独表の樹立を超えてのみ、達し得られる」とテーゼは主張する。それ故、「革命の当面の段階における主要任務」は、次の三箇条として提示された。「(一) 天皇制の転覆。(二) 大土地所有の廃止。(三) 七時間労働制の実現、及び……総ての銀行の唯一の銀行への合同、その銀行ならびに資本主義的大経営就中一切のコンツェルン及びトラストの生産に対する労働者農民兵士ソヴェートによる統制の実施」。そして、「日本における当面の革命の性質」は、「社会主義革命への強行的転化の傾向を持つブルジョア民主主義革命」と規定された。いわゆる「二段階革命論」である。

こうして、天皇制は、三二年テーゼにより、初めて理論的に認識され、同時に、廃止への展望の下に置かれた。しかし、日本共産党は、弾圧・検挙の強化・徹底化、佐野・鍋山のそれを契機とする大量転向を内外の要因として、間もなく壊滅する。そして、すでに満州侵略を開始していた天皇制日本国家は、軍部・天皇制独裁、総力総へと、本格的に突入して行ったのである。

* * *

さて、三二年テーゼの立論より、その基本的視座構造を検討し、天皇制論の一つの類型を構成してみよう⁽⁶⁾。

まず、テーゼは、天皇制を近代日本の国家権力機構と規定し、その具体的内容、および社会経済的基盤—生産関係・階級構造—の分析を行なった。国家機構—生産関係を認識の機軸に据え、その「史的過程よりの究明」を試みたのである。それ故、これを、<機構論的天皇制論⁽⁷⁾>として類型化することができるであろう。

この類型の天皇制論は、機構的認識に照準し、しかもそれを、粉碎すべき対象として措定する。その結果、次の視座特性を派生させる。第一に、天皇制の

他の側面の二義化，第二に，天皇制との関係性の外在化，第三に，批判の徹底化である。さらに言えば，この類型は，天皇制の観念的側面の認識を閑却し，自己自身・その党派・共闘すべき大衆に内在する天皇制的要因への感覚を欠落させる。それ故，批判の徹底性も，単なる政治主義的・外在的批判であることの代償に過ぎないことになる。少なくとも，その様な硬直化への危険を内包する類型，とすることはできよう。

つぎに，〈機構論的天皇制論〉は，ヨーロッパ近代において成立した「マルクス主義」社会理論の普遍性を前提に，それを認識の基準として設定する。そして，それを適用することにより，日本の具体的現実，および歴史過程の分析を試みる。これが，この類型の認識方法である⁽⁸⁾。

さらに，テーゼは，天皇制の単なる分析に自足せず，それを基礎に，その克服のための具体的任務をも提示する。この類型の範型は，認識と実践的指針の統一的提出である。言うまでもなく，問題は，テーゼの分析，および戦略の当否，そして以後の展開の妥当性如何ではあるが。

(注)

- (1) 日本共産党は，それ以前にも，一九二二年「日本共産党綱領草案」，二七年「日本に関するテーゼ」，三一年「日本共産党政治テーゼ草案」の諸テーゼ・綱領を発表している。それらの分析，比較も興味深い問題であるが，ここでは，それらにおける，天皇制（国家）の意義・内容把握の非徹底性，位置づけの曖昧さを指摘するにとどめたい。
- (2) 『日本におけるテーゼ集』81ページ。
- (3) 同書，81～82ページ。
- (4) 引用箇所が続く部分では，「議会および政党内閣」，官僚の「最も侵略的かつ最も反動的な部分たる軍閥」が論じられている。
- (5) 前掲書，82ページ。以下は，85ページを参照。
- (6) 以下に論議する天皇制論の諸類型は，検討した文献の論述から，理念的に構成したものである。したがって，指摘する個々の視座特性は，その類型に分類した文献すべてに，完全に妥当するというものではない。
- (7) 本稿末の〈主要参考文献〉に，〈機〉の符号を付した文献が，この類型に包括される文献である。
- (8) このように論じたからと言って，テーゼの「輸入品」性，当時の共産党中央の国際権威への屈服を，ことさら論難しようとするものではない。また，筆者の考えは，マルクス主義理論の普遍性と日本的現実の特殊性とを，絶対的に対立させようとするものではなく，両者の直接・無媒介的結合を誤謬とするものであるに過ぎない。

なお、この類型の天皇制論においても、下山三郎『明治維新研究史論』は、その前提である“史的唯物論”の再検討を試みている。

三、丸山真男「超国家主義の論理と心理」（1946）

— <天皇制イデオロギー論>

一九四五年八月十五日、日本天皇制国家は連合国に降伏し、日本全土は米軍占領下に、天皇、および日本政府の統治権は、連合国軍最高司令官への従属下に置かれた。連合国軍総司令部（GHQ）は、日本の非軍事化・「民主化」という、占領政策の基本方針にのっとり、具体的改革を命ずる指令を、矢つぎばやに発令して行った。陸海軍の武装解除、持高警察の廃止、治安維持法の徹廃、天皇制批判の自由、五大改革（婦人解放・労働者への団結権付与・専制的諸制度の廃止・教育の自由主義化・経済機構の民主化）、財閥解体、天皇資産の凍結、農地改革、国家と神道の分離、等々の指令がそれである。

これら諸改革の集約として、一九四六年二月、天皇の象徴化・戦争放棄・封建制の廃止を三原則とする憲法改正案が、日本政府につきつけられた。政府は、やむなくこれのみ、三月、「憲法改正草案要綱」を作成、公表する。草案要綱は、議会提出、若干の字句の修正を経て、十一月三日公布、翌四七年五月三日より施行されることとなった。現在の「日本国憲法」である。そして、“新憲法”の制定にともない、他の諸法典・行政組織・警察制度等も、大きく改編された。

こうして、「大日本帝国憲法」下の国家機構は、“八・一五”を境に、根本的に改革・近代化された。それ故、天皇制は、したがってその認識も、新たな段階へと進展しなければならなかったのである。

敗戦の翌年、『近代文学』同人、荒正人は、“文学者の責務”に関し、次の様に述べている。

「文学者が文学的に天皇の戦争責任を追求するならば、自分の内部にある『天皇制』に根ざす半封建的な感覚、感情、意欲—そういうものとの戦いにおいて始めて天皇制を否定することができ、窮極において、近代的な人間の確立という一筋の途が開けて来るんじゃないか⁽¹⁾」、と。

この提言に呼応するかのように、しかし、より冷徹・客観的に、“政治学者

としての責務”を遂行しようとしたのが、戦後、「近代政治学」を確立し、それを日本に定着させた丸山真男である。そして、一九四六年、その成果として、「超国家主義の論理と心理」が発表されたのである。

丸山は、その冒頭に、次の様に記している。

「日本国民を永きにわたって隷従的境涯に押しつけ、また世界に対して今次の戦争を駆りたてたところのイデオロギー的要因は連合国によって超国家主義フルトラ・ナシヨナリスムとか極端国家主義エクストリーム・ナシヨナリスムとかいう名で漠然と呼ばれているが、その実体はどのようなものであるかという事についてはまだ十分に究明されていないようである。いま主として問題になっているのはそうした超国家主義の社会的・経済的背景であって、超国家主義の思想構造乃至心理的基盤の分析は我が国でも外国でも本格的に取り上げられていないかに見える。⁽²⁾」

『「新らしき時代の開幕はつねに既存の現実自体が如何なるものであったかについての意識を闘い取ることの裡に存する』(ラツサール)のであり、この努力を怠っては国民精神の真の変革はついに行われぬであろう。そうして凡そ精神の革命を齎らす革命にして始めてその名に値するのである。⁽³⁾」

丸山にとって、問題は、天皇制国家のイデオロギー的要因、超国家主義であり、同時に、その変革、精神革命であったのである。

それでは、丸山は、それを、どのように把握して行ったのか。

「ヨーロッパ近代国家はカール・シュミットがいうように、中性国家 (Ein neutraler staat) たることに一つの大きな特色がある。……ところが日本は明治以後の近代国家の形成過程に於て嘗てこのような国家主権の技術的、中立的性格を表明しようとしなかった。⁽⁴⁾」

「国家主権が精神的権威と政治的権力を一元的に占有する結果は、国家活動はその内容的正当性の基準を自らのうちに (国体として) 持っており、従って国家の対内及び対外活動はなんら国家を超えた一つの道義的基準には服しないということになる。⁽⁵⁾」

要するに、近代日本国家は、「技術的、中立的性格」を表明する近代西欧の「中性国家」と異なり、「精神的権威と政治的権力を一元的に占有」し、「内容的正当性の基準」を「国体」として内包している、と言うのである。

それでは、その“国体”とは何か。

「天皇はそれ自身窮極的価値の実体であるという場合、天皇は……決して無

よりの価値の創造者なのではなかった。天皇は万世一系の皇統を承け、皇祖皇宗の遺訓によって統治する。……かくて天皇も亦、無限の古にさかのぼる伝統の権威を背後に負っているのである。……天皇を中心とし、それからのさまじまの距離に於て万民が翼賛するという事態を一つの同心円で表現するならば、その中心は点ではなくして実はこれを垂直に貫く一つの縦軸にほかならぬ。そうして中心からの価値の無限の流出は、縦軸の無限性（天壤無窮の皇運）によって担保されているのである。⁽⁶⁾」

あまりに著名なこのデッサンに、無用な注釈は抑制しよう。

こうして、丸山は、政治的権力・精神的権威の両者を独占する、近代日本天皇制国家の特殊性を指摘し、そのイデオロギー的“機軸”をなす国体の論理を明らかにした。そして同時に、そこに由来する様々な天皇制的心理現象—私事の非在と国家の私物化、無責任性、権力者の矮小性、抑圧移譲の原理、軍隊・官僚の独善意識とセクショナリズム、等々—を指摘、解明して行ったのである。「精神構造」の視座よりする、初めての天皇制への接近であった。

* * *

さて、丸山の視座構造は、如何なるものか。

丸山の認識対象は、「超国家主義の論理と心理」であり、「軍国支配者の精神型態」であった。超国家主義として、“太平洋戦争において極限まで発現された”，天皇制国家のイデオロギー的要因であったのである。それ故、これを、⁽⁷⁾〈天皇制イデオロギー論〉として類型化することができるであろう。

しかし、この類型の天皇制論は、天皇制イデオロギーの分析のみに終熄しない。同時に、大衆の精神構造をも、それに浸透・呪縛されたものとして論評するのである。⁽⁸⁾丸山は、アジア諸地域における日本軍の“暴虐”・“蛮行”に論及し、その「直接の下手人は一般兵隊であったという痛ましい事実から目を蔽ってはならぬ」、と主張する。そして、その事実を、「圧迫を移譲すべき場所を持たない大衆が、一たび優越的地位に立つとき、それにのしかかっていた全重圧から解放されんとする爆発的な衝動に駆り立てられたのは怪しむに足りない」と、“抑圧移譲の原理”により説明するのである。

こうした体験を、批判的に叙述しながらも、丸山の視点は、あくまでも超越的・傍観者的であり、外在的である。自己を大衆、および天皇制から隔離し、一貫して冷静な観察者たる位置を保持することは、自らも加害者たりえた可能

性、そして天皇制の窮極の根拠である大衆の実生活との関係を、前もって、観念的に遮断することになるからであろうか。⁽⁹⁾

天皇制論のこの類型は、近代西欧において抽出された、理念としての「近代」・「民主主義」を前提に、それを認知的・価値的基準として設定する。そして、それとの比較・照合により、近代日本の現実を裁断する。このタイプの認識方法はここにある。

〈天皇制イデオロギー論〉の主張は、精神の変革、意識革命である。外発的に遂行された、戦後の制度的改革を、真の民主主義革命として完遂するためには、人間主体の近代化・民主化が必須条件、と認識されたからである。そして、この類型は、“前近代的”イデオロギーの徹底的解明・民主主義的啓蒙によるその実現を、近い将来に想定し、さらに、その連続的延長線上に、歴史的必然として、社会主義革命を想定していた、と論じても、恐らく行き過ぎではあるまい。そこには、論理的矛盾は、何ら見出せない。しかし、問題は、そうした楽観的展望の、実現可能性如何であったのである。⁽¹⁰⁾

(注)

- (1) 『近代文学』同人による座談会、「文学者の責務」(『人間』昭和二一年四月)を参照。
 - (2)(3) 『増補版現代政治の思想と行動』11ページ、12ページ。
 - (4)(5) 同書、13ページ、17ページ。
 - (6) 同書、27ページ。
 - (7) 〈主要参考文献〉に〈イ〉の符号を付した文献が、この類型に包括される文献である。
 - (8) そのようにする論理の背後には、「部落共同体」を、「『国体』の最終『細胞』」とする、この類型の共同体認識がある。たとえば、丸山『日本の思想』を参照。
 - (9) 丸山に対するこのような批判は、吉本隆明「丸山真男論」(『全著作集』12)を参照。
- 丸山が、その政治行動を“私的倫理によるもの”と、その学問を“こぼれ落ちるものが大きい”と、しばしば評されることになる認識論的根拠は、この辺りに求められるかも知れない。
- (10) 戦後初期においては、新憲法の制定にともない、象徴天皇制の憲法論的・法律論的解釈をめぐる、佐々木惣一と辻哲郎による“国体論争”、宮沢俊義一尾高朝雄による“主権論争”等が、たたかわされた。法制度としての天皇制を論じるものを、〈憲法論的天皇制論〉としてみよう。〈主要参考文献〉に、〈憲〉の符号を付した文献が、この類型の重要な文献である。

四、色川大吉『明治精神史』（1964）

後藤総一郎『『常民』に宿る天皇信仰』（1971）

—〈民衆意識論的天皇制論〉—

一九六十年の日米安保条約改定、およびそれに対する政治闘争は、「戦後」という一つの時代に段階を画す、大きな分水嶺であった。⁽¹⁾それ以後、日本資本主義は、“近代化論”を提唱しつつ、「高度経済成長」を、強圧的に推進して行く。他方、その“神話性”を露呈した「戦後民主主義」は、様々な潮流へと、相克・分裂を繰り返して行ったのである。

この安保闘争において顕在化したのが、ナショナリズム・大衆という、二つの問題であった。闘争の昂揚を喚起した主体が、学生・市民大衆、および既成の枠を突破した労働者大衆であったからであり、その背後には、“安保改定”・“強行採決”に、「平和と民主主義」への脅威を見た民衆の危機感とともに、アメリカの日本支配とそれに追随する日本支配階層を見た民衆の反感というナショナルな契機が、際立っていたからである。そして、その二つの問題は、即自的には、ナショナルである以外に存立しえない、大衆の実生活の問題として、一点に収斂するものでもあったのである。

それ以前の一九五八年、竹内好は、「権力と芸術」において、次の様に論じている。

『『トルソに全ギリシャがある』ように、一木一草に天皇制がある。われわれの皮膚感覚に天皇制がある。』⁽²⁾

「天皇制は、全精神構造としてあるのだから、方法は他から借りることができない。即自的にあるものを対自化し、超越的なものを現世的なものに変え、それによって天皇制を、併立する価値の一つたらしめること、これが認識の内容であり、脱却のための前提条件であるが、そのための方法は自生でなければならぬ。認識行為そのものが生み出す方法でなければならぬ。」⁽³⁾ ⁽⁴⁾と。

この提言を自らのものとし、“徒手空拳”、「底辺の視座」よりする、新たな思想史研究を試みたのが、色川大吉である。そして、その成果が、一九六四年に刊行された、『明治精神史』である。

色川は、後に、自己の問題意識と方法を整理し、次の様に述べている。

「私たちが民衆意識の研究を通して、天皇制思想をうみだした精神構造をた

ずねてゆくとき、それは意外にはばひろい可能性をもった近世後期の民衆思想の原構造にゆきあたる。……その原構造からA, B, C, D, E, ……とというようないくつかの異なった発展の方向性をもった意識・思想が芽生え、形成されていったのだと考えたい。のちに天皇制思想として全一的な威力をふるう国体思想も、この過渡期には、A, B, C, D, E, の一つにすぎなかったのであり、十分に他者によって対象化され、克服される可能性をもっていたと思われるのである。……天皇制思想を克服するためには、原構造にたちかえって、AをB, C……で相対化し、内側から否定するような自前の方法をとらざるをえないし、そうしていったん天皇制を否定した上で、こんどは原構造もろとも否定、止揚するような精神革命の過程を通らざるをえないであろう。⁽⁵⁾」

色川は、こうした視座から、維新より民権期を対象に、若き無名の民権派青年、北村透谷を追跡し、石坂公歴、須長漣造、平野友輔等々、多数の蒙農民権家を発掘した。「歴史に埋もれた人民の思想の地下水」、 「歴史の伏流」を探り、そこに、「未来を拓く変革の契機」、 「未発の契機」を求めて行ったのである。

*

色川とは方法を異にしながらも、ほぼ同様の視座から、天皇制への接近を試みたのが、民俗学者、後藤総一郎である。一九七一年の、『『常民』に宿る天皇信仰』を検討してみよう。

後藤は、まず、“毎朝仏壇に茶と線香を供える”母の不変の姿を語り、そうした行為の奥底に存在する、「かつて柳田国男が日本人の宗教を指して『固有信仰』と呼んだいわゆる『祖先崇拜』の感情体系」を指摘する。そして、もう一つの“奇妙な感情体系”、父の「天皇崇拜」を語り、「制度や権力としての天皇制についてではなく、日本『常民』の『固有信仰』にもとづくいわば『宗教性』としての側面における天皇感情あるいは天皇信仰」を論じて行くのである。

後藤は、「日本『常民』の天皇信仰の信仰原理を解明するために」、固有信仰・祖先崇拜における、“幻覚”と“神の二重構造”を考察する。幻覚とは、天狗倒し・狐つき・鬼の話等の、常民の幻想体験であり、神の二重構造とは、「死者がいわゆる仏様となって三十三年たつと先祖あるいは神となる」という、常民の信仰原理である。そして、後藤は、この幻覚の中に、「きわめて神秘的なしかも原初的な天皇信仰のイメージを読みとることができる」と論じ、神の

者が、自己の問題意識を発条とし、認識を進めることにより、それぞれ独自の方法を開拓して行ったのである。それ故、現状においては、客観性・体系性・抽象性の不充分さ、理論的脆弱性を否定し切れない。ナショナルな枠組突破の展望も、明確にされていないのである。

天皇制批判のこの類型は、民衆の日常生活世界に密着した、主体的・土着的な思想形成、自己変革を、根底的な問題意識として共有する。そして、一例をあげれば、色川の論述する、北村透谷の思想形成過程は、確かに、その可能性を暗示するものと言うことができよう。しかし、問題は、その論理の、現代における現実性如何である、と言わざるをえまい。

(注)

- (1) より実体的な過程においては、保守合同により自民党が成立し、生産力水準が戦前の最高を上回り、翌年の『経済白書』に「もはや戦後ではない」と表現された、一九五五年を転換点とすることができよう。それは、日本生産性本部設定の年でもあり、六全協、左右社会党統一の年でもある。
- (2)(3) 『新編日本イデオロギー』393 ページ、384 ページ。
- (4) <天皇制イデオロギー論>内部にあって、それを次の類型へと媒介するものとして、“日本浪漫派”に内在的に接近した、橋川文三『日本浪漫派批判序説』、民俗学を導入し、“庶民意識”を分析した、神島二郎『近代日本の精神構造』を挙げることができる。
- (5) 『明治精神史・下』(講談社学術文庫版) 309～310 ページ。
- (6) 『新版柳田国男論序説』314 ページ。
- (7) 同書、316 ページ。
- (8) この類型に包括される文献には、<民>の符号を付しておいた。
- (9) たとえば、丸山等の共同体認識を批判し、“躍動期の部落共同体”を主張する色川の論調には、そのような“甘さ・危うさ”が見受けられる(『明治の文化』参照)。色川の共同体論の展開は、「近代日本の共同体」(鶴見和子他編『思想の冒険』所収)を、その批判は、松本健一『時代の刻印』、岩本由輝『柳田国男の共同体論』等を参照。

五、菅孝行「天皇制の最高形態とは何か」(1973)

——<象徴天皇制論>

一九六十年代を通じ、「高度成長」を強行した、日本経済と権力は、六十年代後半より七十年代初頭へかけ、新たな局面へと移行した。⁽¹⁾日米関係、生産・社会構造の再編、そして同時に、それに照応するイデオロギー構造の再編が、

緊要とされたのである。

それともない、天皇をめぐる事態も一変した。一九六八年、「明治百年」が盛大に祝賀され、七十年代に入ると、天皇は、七一年ヨーロッパ訪問、七四年米大統領・七五年エリザベス女王歓待、同七五年アメリカ訪問と、行動を顕著にする。それに平行して、六七年建国記念日制定＝紀元節復活、六八年神話教育復活、六九年靖国神社百年祭、七三年伊勢神宮式年遷宮、七四年“日の丸・君が代”法制化発言、七六年“元号”論議の活発化と、着々と布石が敷かれ、その集約として、「天皇在位五十年式典」が、政府主催の下に挙行された。

こうして、天皇制イデオロギーを中核とする、新たな国家理念形成の企図が、確実に実行されて行ったのである。

こうした状況を背景に、一九七三年、菅孝行は、「天皇制の最高形態とは何か」において、新たな問題意識を提出した。

「『聖断』による『終戦』は意図において『国体』護持をめざしていたにしても、結果においては、外ならぬその崩壊の第一歩であった」とする……見解は、……あまりにもオプティミスティックであり、一面的すぎはしないだろうか。別の見方からすれば、戦後においてこそ天皇制は護持され、発展されますますます完成されたのだといえるのではないか、というのが私の一貫した問題意識である⁽²⁾と。

それでは、“崩壊の第一歩”を踏み出した一面とは、そして、“ますます完成された天皇制とは何か。

「相対化され無化され崩壊へむかったのは、政治支配の機構・制度としての『天皇制』であり、『敗戦』にもかかわらず持続されているのは、住民の意識と存在の土俗的な様式としての『天皇制』であるということになるだろう。機構としての天皇制は、主権者から象徴へ天皇の位置を移動させたことによってたしかに致命的なまでに相対化されたということが出来る。だが、かつての戦時下天皇制の存在構造は、たんに延命し持続している、というだけでなく、新たな支配の型態とにより強固な結合関係を回復し、より強固な天皇制の基盤をなしていると考えざるを得ないのである。⁽³⁾」

菅孝行は、「戦後においてこそ天皇制は護持され、発展されますますます完成された」という視角を提示し、「戦時下天皇制の存在構造」と、戦後日本資本主

義、および階級支配の連続性・発展性を指摘した。そして、それと、持続された、「住民の意識と存在の土俗的な様式」としての天皇制との適合性を強調し、「天皇制の最高形態」と表現したのである。

* * *

菅孝行は、戦後天皇制＝象徴天皇制を、自然消滅への道を辿る、“残滓”としてではなく、現代に適合的な支配体系として把握した。天皇制の今日性・現代性を指摘し、象徴天皇制そのものの認識を問題とする視座を提示したのである。⁽⁴⁾〈象徴天皇制論〉としてみよう。

この類型の天皇制論は、中心的な認識対象を、〈民衆意識論的天皇制論〉と共有する。⁽⁵⁾しかも、物質的基盤・機構との連関、政治性の認識を強調し、批判的視点も堅持する。高度成長・資本主義の諸矛盾が噴出し、“非政治的”天皇制の政治的象徴性が、顕在化したからである。

しかし、天皇制批判のこの類型は、問題提起の鋭角性・重要性にもかかわらず、その内容の、具体的・実証的提示の段階には、未だ到達していない、というのが現状であろう。⁽⁶⁾

(注)

- (1) 転換点としては、日韓基本条約が締結され、中教審『期待される人間像』に、われわれは、祖国日本を愛することが天皇を愛することと一つであるを深く考えるべきである」と表現された、一九六五年を指摘することができる。七三年の「石油危機」以降は、“高度成長”の継続が不可能となり、より深刻・縮小的形態において、危機の回避が画策されている段階、と規定することができよう。
- (2) 『天皇論ノート』8ページ。引用符号が重複するため、符号を変更した。
- (3) 同書、8～9ページ。
- (4) この類型に包括される文献には、〈象〉の符号を付しておいた。
- (5) 対象をより限定し、“わが内なる天皇制”という方向から、問題意識の、一層の深化・主体化を試みる叙述が顕著になったことも、注目すべき現象である。この類型に包括しておく。
- (6) 筆者自身としては、戦後天皇制は、個人の心理、および、“中流意識”、“社会不安”、“宗教意識”、“私生活主義”等々の、いわゆる「社会心理」との関連において認識されるべきであり、すぐれて、社会心理学的な問題であると考えている。その意味で、様々な批判の余地はあろうが、「権威主義のパーソナリティ」と天皇(制)支持との相関を実証的に調査した、斎藤哲雄『天皇の社会心理』(1983)彩流社は、一つの興味深い試みである。

六、総括

以上、重要な天皇制論を指摘・検討し、その類型化を試みてきた。以下では、筆者なりに「国家」を考察し、そこに天皇制批判の諸類型を関係づけ、課題の所在を明確にしてみよう。

国家の論議に際し、⁽¹⁾出発点とすべき第一の前提は、言うまでもなく、具体的・現実的な諸個人、およびその具体的・現実的な生活である。そして、その生活を根底的に基礎づけているのが、生活の生産、およびその生産への諸個人の参与であること、これが第二の前提である。

さて、この生産は、既存の生産諸条件の下に、諸個人相互の協働においてのみ行なわれる。そして、諸個人は協働的生産において形成される、相互の関係－生産関係－を基礎に、相互に交通し、様々な社会関係を、重層的に構成する。こうして、人間は、社会的諸関係の総体として現存するのである。

ところで、社会的諸関係総体を構成する諸個人の間には、利害の共同性、共同利害が成立する。それ故、諸個人は、その共同利害の確保、およびその源泉である、当該社会的諸関係総体の維持のため、それを共同の意志として外化する。この共同意志は、宗教・規範・法体系・イデオロギー等の形態において表象され、それが諸個人に内在化され、その行為として表出されることにより、実現される。そして、その実現を保証するために、社会的諸機構が、実体的に構成される。こうして、社会的諸関係総体は、外化された共同意志、およびそれが実体化された社会的諸機構によって総括され、対内的には統一的、対外的には独立的な、共同体として具現するのである。

さて、協働的生産は、分割された生産労働諸部分を、諸個人各人が、分掌することによって行なわれる。すなわち、分業である。生産における分業は、自然的に固定され、それを一契機に生産力は発展し、生産労働に直接従事することを免れる諸個人の存在を可能にする。この瞬間より、分業は、直接的生産労働と精神労働の分業へと展開され、分業が現実的に成立し、搾取・階級が論理的に発生する。社会的諸関係総体は、分業的な社会的諸関係総体として現存するのである。

分業的社会諸関係総体を構成する諸個人間には、利害の特殊性、特殊利害が発生する。同時に、共同利害は抽象化し、特殊利害間の矛盾、利殊利害と共同利害の矛盾が発生する。ここにおいて、特定の諸個人は、自己の利殊利害の確

保、およびその源泉である、当該分業的社会諸関係総体の維持のため、自己の特殊意志を、抽象的な共同意志、譲歩可能な他者の特殊意志と統一し、それを、幻想的な共同意志、共同幻想として疎外する。この瞬間、共同意志は、政治的支配・権力を本質的契機とする、国家意志に転化し、同時に、社会的諸機構は、国家機構に転化する。国家意志と国家機構の構造的総体が、国家権力であり、分業的社会諸関係総体は、疎外された国家権力によって総括され、幻想的な共同体、分業国家として具現するのである。

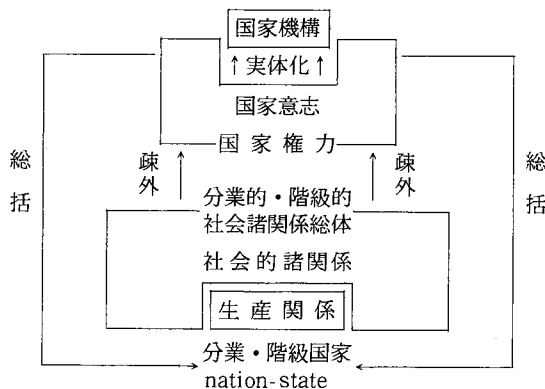
さて、生産力のさらなる発展は、富の蓄積を可能にする。この瞬間より、富の分配に不平等が帰結し、搾取・階級が現実的に成立する。社会的諸関係総体は、分業的・階級的な社会的諸関係総体として現存するのである。

ところで、経済的に搾取する特定の諸個人（搾取階級）は、政治的に支配する特定の諸個人（支配階層）と一体化する、あるいはそれと、自己の主導の下に、連合する。“支配階級の思想が常に支配的思想”であり、権力の本質は、“イデオロギー的権力”であるからである。それ故、分業的・階級社会諸関係総体は、搾取階級の階級意志を中核とする、疎外された国家権力によって総括され、分業・階級国家として具現するのである。

留意すべきは、次の一般的事実である。すなわち、近代・現代国家は、言語・文化の共通性に基づき、民族意識によりその統一を志向する、「民族」を基盤として、それが政治的に総括されることによって成立した、nation-state(「民族→国民国家」)の形態において存立している、という現実である。

(以上の議論を図式化したのが、下の図である。)

図1. 国家の構造



以上の論議に、天皇制論の諸類型を関係づければ、以下の様にすることができよう。

〈機構論的天皇制論〉、〈天皇制イデオロギー論〉は、近代日本を天皇制国家と認識し、前者は、最も根底的な実体的過程—生産関係と、実体的な国家権力—国家機構を、後者は、国家権力のイデオロギーの表象を、中心的な分析対象とした。〈憲法論的天皇制論〉は、近代国家権力の最高の表象、憲法に表現された天皇制を論じ、〈民衆意識論的天皇制論〉は、社会的諸関係総体における、被支配階級—民衆の宗教・規範・思想等を天皇制に対置した。そして、〈象徴天皇制論〉は、戦後日本国家における天皇制の意義を強調し、その認識の必要性を主張したのである。

現代天皇制論の課題の総体は、ひとまず、以下の諸点に要約することができるであろう。

- (一) 現代資本主義論、現代国家論の再検討。
- (二) 現代日本の生産関係—国家機構の具体的認識と、そこにおける天皇制の意義の分析。
- (三) 「社会意識」の認識方法の確立。
- (四) 現代日本の民衆意識—国家意志の具体的認識と、そこにおける天皇制の意義の分析。
- (五) 近代—現代天皇制の、連続性・非連続性の具体的解明。
- (六) 認識の核心、民衆意識—国家意志に、認識の機軸、生産関係—国家機構を貫通させることによる、近代・現代日本国家—天皇制の総体的認識。
- (七) 現代変革論の再検討と、その具体化。
- (八) ナショナル・インタナショナル論の再検討と、その具体化。

以上の課題が、相互に関連し、円環的構造をなすものであること、その達成には、多数の人々の共同と、長大な時間とを要するであろうことは、論ずるまでもあるまい。しかし、私には、それは、私達一人ひとりが、自己の問題としてその解決を志向すべき、根本的な一課題であるように思われる。何故ならば、それは、日本人の思想の原構造に関わる、根源的思想課題であるからである。そして、実体的政治過程の背後に、観念の過程の実存を承認するならば、同時にそれは、根底的政治課題でもあるからである。

(注)

- (1) 国家論の展開自体が目的ではないので、文献の考証は省略するが、以下の議論を導出するために参考にした文献に関しては、〈主要参考文献〉を参照。

〈主要参考文献〉

- いいだも『なぜ天皇制か』(1976) 三一書房〈象〉
 石田雄『明治政治思想史研究』(1954) 未来社〈イ〉
 ——『近代日本政治思想の研究』(1956) 未来社〈イ〉
 小田実『私と天皇』(1975) 筑摩書房〈象〉
 石堂清倫・山辺健太郎編『コミンテルン・日本にかんするテーゼ集』(1961) 青本書店〈機〉
 井上靖『天皇制』(1953) 東大出版会〈機〉
 色川大吉『明治精神史』(1964) 黄河書房〈民〉
 ——『明治の文化』(1970) 岩波書店〈民〉
 エンゲルス・F『家族、私有財産および国家の起源』(1884) (大目版全集第二一卷)
 尾高朝雄『国民主権と天皇制』(1954) 青林書院新社〈憲〉
 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』(1969) 筑摩書房〈民〉
 神島二郎『近代日本の精神構造』(1961) 岩波書店〈イ〉
 神山茂夫『天皇制に関する理論的諸問題』(1947) 民主評論社〈機〉
 菅孝行『天皇論ノート』(1975) 田畑書店〈象〉
 ——『天皇制—解体の論理』(1977) 三一書房〈象〉
 久野収=神島二郎編『「天皇制」論集』(1974) 三一書房
 後藤総一郎『「常民」に宿る天皇信仰』(1971) (『新版柳田国男論序説』(1982) 伝統と現代社所収) 〈民〉
 ——『天皇神学の形成と批判』(1975) イザラ書房〈民〉
 佐々木惣一『天皇の国家的象徴性』(1949) 甲文社〈憲〉
 志賀義雄『新版世界と日本』(1949) 暁明社〈機〉
 柴田高好『マルクス政治学の復権』(1979) 論創社
 下山三郎『明治維新研究史論』(1966) 御茶水書房〈機〉
 高島義哉『現代国家論の原点』(1979) 新評論
 滝村隆一『増補マルクス主義国家論』(1974) 三一書房
 竹内好『新編日本イデオロギー』(竹内好評論集第二巻) (1966) 筑摩書房
 津田道夫『国家と革命の理論』(1979) 論争社
 網沢満昭『農本主義と天皇制』(1974) イザラ書房〈民〉
 戸田慎太郎『天皇制の経済的基礎分析』(1947) 民主評論社〈機〉
 野呂栄太郎『日本資本主義発達史』(1930) 鉄塔書院〈機〉
 橋川文三『増補日本浪漫派批判序説』(1965) 未来社〈イ〉
 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』(1934) 岩波書店〈機〉
 廣松渉『唯物史観と国家論』(1982) 論創社
 藤田省三『第二版天皇制国家の支配原理』(1966) 未来社〈イ〉

- 松本三之介『天皇制国家と政治思想』(1969) 未来社
マルクス・K『ヘーゲル法啓学の批判から〔ヘーゲル国法論の批判〕』(1843) (大月版全集第一巻)
マルクス=エンゲルス『ドイツイデオロギー』(1845-1846) (同全集第三巻)
丸山邦男『天皇観の戦後史』(1975) 白川書院<象>
丸山照雄『象徴天皇主義とは何か』(1976) 河出書房新社<象>
丸山眞男『日本の思想』(1961) 岩波書店<イ>
——『増補版現代政治の思想と行動』(1964) 未来社
宮沢俊義『憲法と天皇』(1969) 東大出版会<憲>
宮田登『生き神信仰』(1970) 塙書房<民>
村上重良『国家神道』(1970) 岩波書店<イ>
守屋典郎『天皇制研究』(1979) 青木書店<機>
安永寿延『伝承の論理』(1965) 未来社<民>
安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』(1974) 青木書店<民>
横田喜三郎『天皇制』(1949) 労働文化社<憲>
吉本隆明『共同幻想論』(1968) 河出書房新社<民>
レーニン・B・N『国家と革命』(1917) (大月版全集第二五巻)
渡辺清『私の天皇観』(1981) <象>

(筆者の住所: 〒190 立川市曙町1-3-13)